

補 足	<p><b>監事報酬を日額制から月額制に変更する具体的な必要性について</b></p>
	<p>監事の報酬を日額制から月額制に変更する理由は次のとおりです。</p> <p>1 点目として、平成 29 年の地方独立行政法人法の改正により、ガバナンス強化の一環として監事監査の重点化が示され、改正後の法第 13 条では、監事による常時の報告要求、調査権限、監査報告の作成義務及び法人提出文書の調査義務が規定されるなど、監事の権限強化及び義務の追加がなされたこともあり、監事による継続的な業務への関与が求められること。</p> <p>2 点目として、法改正に伴い、当法人の業務方法書、定款及び新たに制定した監事監査規程に示される事項について、目的を遂行するために必要な監事の業務は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人理事会への出席（隔月）</li> <li>・ 通年での監査業務（定期監査：四半期ごと）</li> <li>・ 月次での財務諸表の審査（おおよそ月 1 回）</li> <li>・ 法人執行部会議への出席（おおよそ月 2 回）</li> </ul> <p>これらの業務に要する日数は、年間 46 日間であり、日額 20,000 円とすると、年間 920,000 円が見込まれますが、月額 50,000 円とした場合は、年間 600,000 円となり、安価となること。</p> <p>また、上記の業務に加え、当法人においては業務改善の一環として、非常勤医師の勤怠管理や資産管理業務などの業務について、毎週木曜日に外部の公認会計士による業務監査を実施しており、監事はその業務監査の統括及び進捗管理を行っているため、単純に日数で換算できない業務も担っていること。</p> <p>3 点目として、コロナ禍において、WEB 会議の活用が一般的となっており、現地に赴かなくとも、監事業務や関係職員とのヒアリングができるなど、監事業務の手法が多様化していること。</p> <p>上記の 3 点より、スポット的に現地で監事業務を行ったことに対する報酬を支払う日額制よりも、切れ目のない監事業務を行っていただいていることに対する報酬として月額制に変更することが望ましいと判断したものです。</p>